

## 第7章 火薬類の廃棄

### 7-1 廃棄許可申請【法第27条】

#### (1) 法の規定

火薬類を廃棄しようとする者は、経済産業省令（規則第65条）で定めるところにより、許可を受けなければならない。ただし、製造業者が火薬類の製造中に生じた火薬類の廃棄をその製造所内で廃棄する場合は、この限りでない。

#### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類廃棄許可申請書	規則様式 様式第30	代表者氏名、名称、事務所所在地等については第1章1-8を参照
委任状	滋火様式 第1-3号	代表者から委任された者（代表者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者）が申請する場合
火薬類廃棄説明書	滋火様式 第7-1号	
廃棄する火薬類の所在を証する書面	任意	火薬庫帳簿の写し等
廃棄場所付近図	任意	・廃棄場所を明記 ・見張人の位置を明記 ・廃棄時の立入禁止範囲を明記
規則第67条第2項第1号の基準を証する書面	任意	・爆発処理または燃焼処理をする場合 ・図面、写真等

#### (3) 提出部数

1部（申請者の控えが必要な場合は2部）

## 7-2 廃棄許可申請書記載事項変更届出【規則第 81 条の 14 第 14 号】

### (1) 法の規定

火薬類の廃棄の許可を受けた者は、廃棄の許可申請書の記載事項（火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法を除く。）に変更があったときは、変更があった旨を記載した届出書を提出しなければならない。

### (2) 提出書類

提出書類名	様式	備考
火薬類廃棄許可申請書記載事項変更届	滋火様式 第 7-2 号	火薬類の種類及び数量、方法、場所、日時、指揮者並びに危険予防の方法を除く
変更概要書	任意	
変更の内容を証する書面	任意	

### (3) 提出部数

1 部（申請者の控えが必要な場合は 2 部）